

八峰町暴力団排除条例に基づく入札からの暴力団等の排除について

八峰町総務課

平成 24 年度 4 月 1 日から施行しております『八峰町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 7 日条例第 3 号）』は、暴力団の排除を推進し、もって町民生活の安全と平穏を確保し、及び町民経済の健全な発展に寄与することを目的に制定されたものです。

本町の入札においても本条例第 6 条（町の事務及び事業における措置）が規定されており、その実現のため 2019・20 年度（平成 31・32 年度）八峰町入札参加資格申請時において、別紙『誓約書』の提出をいただきますよう、お願いいたします。

【八峰町暴力団排除条例】抜粋

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 町民等 町民及び事業者をいう。

（町の事務及び事業における措置）

第 6 条 町は、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団が利益を得ることとならないように、公共工事の入札に暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者を参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。